㈠	道路の種類	一般国道
㈡	路線名	百六十五号
㈢	占用を制限する区域	区域	備考
		香芝市下田西一丁目一六一番二から同市下田西一丁目一一四番一番まで
㈣	制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤	占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥	占用の制限の開始の期日	令和七年五月三十日
㈦	図面縦覧場所	近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

労　働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

国土交通省最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、漁業（大型いか釣り）最低賃金（平成19年国土交通省最低賃金公示第３号）の全部を、中型いか釣り漁業を含む業種へ拡大し、漁業（いか釣り）最低賃金として、次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和７年５月９日

国土交通大臣　中野　洋昌

漁業（いか釣り）最低賃金

１．適用する地域　全国

２．適用する使用者　船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶であって、いか釣り漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第５号）第２条第17号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

３．適用する船員　前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む者。ただし、見習い、未経験又は年少などの理由により第５項に掲げる１人歩船員に達しないとみなされる船員は、除くものとする。

４．適用する期間　いか釣り漁業に係る雇入契約期間とする。ただし、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎となる期間とする。

５．第３項の船員に係る最低賃金額

月額　１人歩船員　213,300円

（月払いとする）

この場合において、１人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当たって、１人歩、１人代その他名称の如何を問わず基準となる配分単位１単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいうものとする。

６．最低賃金に算入しない賃金

⑴　通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当

⑵　通常の労働以外の臨時的に行う労働に対し支払われている作業手当、欠員手当など

⑶　予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など

⑷　１か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金

⑸　通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附　則

この公示は、令和７年６月８日から効力を生ずる。

国家試験

令和７年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の試験場

公認会計士試験規則（平成16年内閣府令第18号）第１条の規定に基づき、令和７年５月25日に施行する令和７年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の試験場を、次のとおり公告する。

令和７年５月９日

公認会計士・監査審査会会長　青木　雅明

（管轄財務局等）	（試　験　場）
関東財務局	①東京都杉並区永福１丁目９番１号　明治大学（和泉キャンパス） ②神奈川県横浜市港北区日吉４丁目１番１号　慶應義塾大学（日吉キャンパス）
近畿財務局	大阪府吹田市山手町３丁目３番35号　関西大学（千里山キャンパス）
北海道財務局	北海道札幌市白石区東札幌６条１丁目１番１号　札幌コンベンションセンター
東北財務局	宮城県仙台市青葉区花京院１丁目２番15号ソララプラザ　ＴＫＰガーデンシティＰＲＥＭＩＵＭ仙台西口
東海財務局	愛知県名古屋市昭和区八事本町101番地の２　中京大学（名古屋キャンパス）
北陸財務局	石川県金沢市高岡町15番１号　金沢市文化ホール
中国財務局	広島県広島市西区福島町２丁目１番１号　広島工業大学専門学校
四国財務局	香川県高松市幸町１番１号　香川大学（幸町北キャンパス）
九州財務局	熊本県熊本市中央区大江２丁目５番１号　熊本学園大学
福岡財務支局	福岡県福岡市東区和白東３丁目30番１号　福岡工業大学
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　那覇第２地方合同庁舎

１　試験期日　令和７年10月26日（日曜日）

２　試験地　宮城県、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県

３　試験科目

⑴　浄化槽概論

⑵　浄化槽行政

⑶　浄化槽の構造及び機能

⑷　浄化槽工事概論

⑸　浄化槽の点検、調整及び修理

⑹　水質管理

⑺　浄化槽の清掃概論

４　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、公益財団法人日本環境整備教育センターのホームページからオンライン申請すること。

https://www.jeces.or.jp

⑵　受験申請受付期間

ア　受験申請受付期間は、令和７年７月１日（火曜日）から８月６日（水曜日）までとする。

イ　受験申請を受理した後は、原則として受験地の変更は認めない。

⑶　受験手数料　受験手数料は23,600円とし、公益財団法人日本環境整備教育センターが指定する口座（ゆうちょ銀行又は指定銀行）に振り込むこと。なお、受験申請を受理した後は、受験手数料は返還しない。

５　受験票の送付　受験票は、公益財団法人日本環境整備教育センターから直接受験者に送付する。

６　合格者の発表　試験終了後１月以内に、合格者の受験番号を公益財団法人日本環境整備教育センターの掲示場及びホームページに公告して発表した後、合格者の受験番号を官報に掲載するとともに、郵送により合格者に合格証書を交付し、不合格者には成績及び不合格の旨を通知する。

７　その他　受験手続等に関する問合せは、公益財団法人日本環境整備教育センターに対して行うこと。

令和７年度浄化槽管理士試験の実施について

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第46条第２項の規定に基づき、令和７年度浄化槽管理士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、同条第４項の規定に基づき、公益財団法人日本環境整備教育センターが行う。

令和７年５月９日　　環境大臣　浅尾慶一郎